

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われましたので、その内容をお知らせします。各大学等におかれては、引き続き、学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図るための工夫をお願いします。

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 8 日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）

令和 4 年 9 月 8 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「With コロナに向けた政策の考え方」の決定及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）の変更が行われましたので、その内容を下記のとおりお知らせします。

学校の取扱い等に係る記載に関しては、下記の下線部のとおり追記がありましたが、そのほかの記載については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和 4 年 7 月 15 日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）においてお示しした内容から変更はありません。

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、変更された基本的対処方針及び「令和 4 年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）」（令和 4 年 3 月 22 日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）等において示した留意事項を踏まえ、引き続き、学生の学修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立にお取り組みいただくようお願いします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大

学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

- ・ 変更後の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について

(1) 対処方針の内容

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_040908.pdf

(2) 学校の取扱い等に関連する記載の抜粋（変更された箇所のみ）

※抜粋部分の下線部は、今回の変更において追記等があった箇所

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

(7) オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直し

オミクロン株については、若者の重症化リスクは低く、大部分の人は感染しても軽症で入院することはない、一方で、高齢者のリスクは引き続き高い。このようなウイルスの特性を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の措置について、以下の対応を行うこととした。

① 発生届の対象者を見直し（全数届出の見直し）

感染症法第12条に定める発生届の対象者について、(i) 65歳以上、(ii) 入院を要する者、(iii) 重症化リスクがあり治療薬投与等が必要な者、(iv) 妊娠している者の4類型に限定し、令和4年9月26日より全国一律で適用する。

その際、発生届の対象外となる者が安心して自宅療養をできるようにするため、(i) 抗原定性検査キットのOTC化（インターネット等での販売を解禁）、(ii) 体調悪化時等に連絡・相談できる健康フォローアップセンターの全都道府県での整備、(iii) 必要に応じて、宿泊療養や配食等の支援が可能になるようにすること等、必要な環境を整備する。

また、今回の見直しに伴い、HER-SYSの追加機能により、医療機関の患者数及び健康フォローアップセンターの登録者数を集計することで感染者の総数の把握（全数把握）を継続する。

② 陽性者の自宅療養期間の見直し

自宅療養期間については、療養者が有症状の場合には10日間、無症状の場合には7日間は引き続き、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある者との接触や、感染リスクの高い行動を控えることを前提に、以下のとおり短縮することとし、令和4年9月7日から適用する。

- ・ 有症状の場合、発症から10日間かつ症状軽快後72時間としていたところ、7日間かつ症状軽快後24時間に変更（ただし、現に入院している場合は10日間）。

- ・ 無症状の場合、検体採取から7日間としていたところ、5日目の抗原定性検査キットによる検査により陰性であった場合、5日間に変更。

また、感染症法第44条の3に基づき、陽性者に対する外出自粛要請は引き続き行うが、症状軽快後24時間経過後又は無症状の場合には、感染リスクが残るため、マスクは必ず着用すること、短時間とすること等の自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品の買い出しなど必要最低限の外出を許容する。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(2) ワクチン接種

政府、都道府県及び市町村は、以下のように新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行う。

- ⑥ 4回目接種について、重症化予防を目的として、3回目接種の完了から5か月以上経過した(i)60歳以上の者、(ii)18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者を対象とし、高齢者施設等における接種促進を自治体や関係団体に対し依頼することにより着実な接種の実施を目指すなど、対象者にできる限り早く接種いただけるよう接種勧奨する。また、4回目接種の対象者については、重症化リスクの高い者が多数集まる医療機関・高齢者施設等の従事者であって、18歳以上60歳未満の者も対象としており、引き続き接種を実施していく。
- ⑦ 5歳から11歳までの子どもについて、追加接種を含むワクチン接種を着実に進めていく。
- ⑧ オミクロン株対応ワクチンについては、薬事承認その他の必要な手続を経て接種を開始する。

(3) サーベイランス・情報収集

- ① 発生届の対象者の見直しに伴い、HER-SYSの追加機能により、医療機関の患者数及び健康フォローアップセンターの登録者数を集計することで感染者の総数の把握を継続する。
- ⑥ オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、これまでに得られた科学的知見に基づき、14日から10日に、10日から7日に短くしており、さらに令和4年7月22日には7日から5日に短縮した。また、2日目と3日目に2日続けて検査が陰性であった場合には、3日目に待機を解除する取扱いを実施できることとする。加えて、医療機関、高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者について、一定の要件の下、毎日検査による業務従事を可能とする。

(4) 検査

- ② 都道府県等は、集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設、保育所、幼稚園、小学校等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う。また、感染が収束傾向にある地域であっても、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合に早期の幅広い検査を実施する。

また、感染が拡大している地域においては、高齢者施設等の有症状の入所者・従事者等に対し、幅広い検査を実施する。

多数の感染者やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関、高齢者施設等の従事者、入院・入所者全員に対して一斉検査を行う。特に、クラスターが複数発生している地域では、感染が生じやすく拡大しやすい場所・集団に対して積極的に検査を行う。

緊急事態措置区域や重点措置区域においては、保健所の判断を待たずに、医師による陽性者の同居家族等への検査を促進する。

- ③ また、新規薬剤の導入に伴い早期診断がより重要となる観点や、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原定性検査キットを活用した迅速な検査を促すとともに、有症状者が医療機関の受診に代えて抗原定性検査キット等を活用し自ら検査する体制の整備を進める。抗原定性検査キットについては、国が買取保証を行い緊急の増産・輸入要請をすること等により、感染拡大による急激な需要増や経済活動のニーズにも対応可能な量を確保できるようにする。
- ⑥ さらに、家庭で体調不良を感じる者等が医療機関への受診を迷う場合等に自ら検査を行えるようにするため、政府は、抗原定性検査キットを薬局で入手できるようにしており、加えて、OTC化によりインターネット等でも入手できるようにしている。

(参考) 関連通知等

- 「With コロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_040908.pdf

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について(周知)」(令和4年2月18日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- 「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について(周知)」(令和4年3月22日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20220318-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び濃厚接触者の特定に係る取扱いの変更等について(周知)」(令和4年5月23日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20220524-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- 「令和5年度大学入学者選抜実施要項」(令和4年6月3日付け4文科高第302号文部科学省高等教育局長通知)

https://www.mext.go.jp/content/20220603-mxt_daigakuc02-000005144_1.pdf

- 「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」(令和4年6月3日付け大学入学者選抜協議会決定)

https://www.mext.go.jp/content/20220603-mxt_daigakuc02-000005144_2.pdf

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について(周知)」(令和4年7月15日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20220715-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

<本件連絡先>

文部科学省 高等教育局高等教育企画課

連絡先：03-5253-4111(内線：2482)